

真鶴町「美の基準・運用システムの再構築」

神奈川県真鶴町

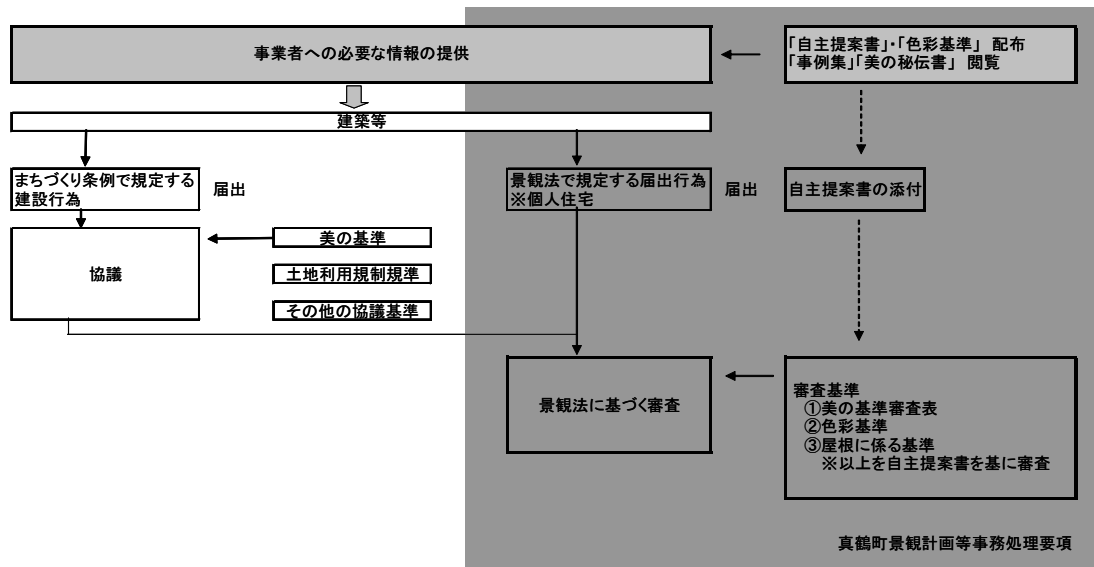
- ・定性的基準による景観形成の効果的な方法論の構築
 ※住宅供給者(ハウスメーカー)との共同研究
- ・自然との調和を基準とした新たな色彩景観の考え・色彩基準の導入
- ・住民主体による景観形成活動の醸成

<p>概要</p>	<p>美の基準による景観形成の強化を、①行政システムの強化と②景観形成主体の形成という2本柱で実施した。</p> <p>①行政システムの強化 美の基準が効果的に適用できる審査方法や景観協議のあり方、美の基準を補完する景観形成の考えや基準の導入を検討し、成果を景観計画運用システムとして構築し、行政システムを強化することを目指した。</p> <p>②景観形成主体の形成 景観形成主体としての住民の活動がさらに醸成されるために必要な支援を実施した。</p>
<p>実施内容</p>	<p>住宅供給者との共同研究による効果的な景観計画運用システムの再構築 住宅供給者であるハウスメーカーとの共同研究を実施し、景観計画の景観形成基準の効果的な適用が可能な運用システムの構築を行った。他都市に先駆けて定性的な景観形成基準として位置づけた「美の基準」を、供給者側の視点から活用可能な基準を洗い出すと共に、住宅供給システムと行政運用システムの相互関係分析を通して効果的な景観協議のあり方について検討を行った。</p> <p>真鶴町らしい色彩景観の考え・色彩基準の導入 美の基準が重視する自然との調和や祭りを尊重した色彩基準の導入を図った。マンセル値導入に際し、建物だけでなく、自然資源(空・海・石垣・植物等)の②測色調査を行い、自然資源より抑えたマンセル値を抽出した。また、無形文化財である貴船祭りの舞台となる地区においては、小早船等が引き立つよう外壁色を高め、明度として設定した。自然景観や文化的景観を尊重する色彩景観の考えと基準を導入した。</p> <p>住民主体の景観形成活動への支援 ③ 美の基準適用第1号のコミュニティセンターに対して、住民による清掃活動・植栽再生活動を支援し、住民主体の景観形成を醸成した。</p>
<p>取組の成果</p>	<p>①新たな運用システムの稼働 全69の基準のうち、ハウスメーカーにとっても対応可能な「調和」や「コミュニティ」に係る基準を活かした審査方法の導入と、施主等の規制調査段階における効果的な情報提供を組み込んだ運用システムを構築することで定性的基準に基づく景観形成を強化できることが明らかとなった。同じく、指導強化の補完基準として検討した色彩の考え・色彩基準等を含め、研究結果を「景観計画運用基準」として取りまとめ、新たな運用システムを稼働させる。成果は、①定性的基準による景観形成と②ハウスメーカー商品への景観協議、一般解的な双方の課題に対して、効果的な方法論を提案した。</p> <p>②住民活動の発展的展開 清掃・植栽再生活動の実施後、住民による懇談会が開催され、清掃活動を定期的に実施すること、美の基準の建築物としての情報整備・発信を行っていくことが提案され、住民主体による景観形成活動が発展的に展開されることとなった。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>①新運用システムの検証 事業の成果である新運用システムを、実際に施行・稼働する中で、その有効性を絶えず検証する必要がある。特に、効果的な情報提供については、完成形がない作業であることから、継続的な検証と改善を行い、その充実に努める必要がある。</p> <p>②住民提案の実現と発展的展開への支援 美の基準の建築物としての情報整備・発信という住民提案については、パネルやパンフレットの作成・展示により実現した。提案の実現による住民と行政との信頼関係の構築を大切に、未実現の提案や新たな活動への支援を継続していくことが必要である。</p>

今後の展開	住宅供給者(ハウスメーカー)との共同研究という実践的・実務的知見に基づき再構築された新運用システムを稼働させ、定性的基準による景観形成の発展と持続可能性を追求することがまず求められている。規格化されたハウスメーカー商品に対する「地域性」の付与、自然景観を尊重した色彩景観の形成、施主等からのより積極的な提案に基づく景観協議、という新システムにおいて追求できる成果に取り組んでいくことが重要であり、以上から定性的基準による景観形成の方法論を実践を通してさらに確立していく。
市町村名	神奈川県真鶴町
部局／担当者名	まちづくり課/景観担当:清水信行
連絡先	TEL : 0465-68-1131
リンク	http://www.town-manazuru.jp/machidukurijourei.html

(写真又は図)

景観計画運用システム(案)



取組①の図 景観計画運用システム

『色彩について』

基本的考え

真鶴町は、箱根の外輪山に包み込まれ、相模湾に突き出した海に長い外形を持っており、それが豊かな美しい『眺め』を作り出しています。また、『豊かな植生』に覆われ町のあちこちから眺めることができる御林（『聖なる所』）が半島の先端にある町では、住民はこれまで斜面地のみかん畑や漁師の船や海辺で繙う網、季節ごとにそして時間の移り変わりとともに変化する海や山、そして空の色彩を楽しみ（『海、森、大地、生活の印象』、『海の仕事、山の仕事』、『夜行虫』）、建物が立ち並ぶ家々にも『建物の緑』『覆う緑』『日の恵』『木々の印象』『地場植物』『実のなる木』『格子棚の植物』『歩行路の生態』『ふだんの緑』『さわれる花』など自然を取り込んで豊かな生活をしてきました。また、このような風景の中にあつてこそ、『まつり』『できごと』の一瞬の色彩が引き立てられ、人々を盛り上げる大切な要素ともなっています。

それぞれの町には、ふさわしい色があります。建築物の屋根や外壁の色彩は、この真鶴町の印象を決して奪うことなく配色することが大切です。建築物の基本的配色は、落ち着いた暖かい色とすること。素材を生かし、自然光、反射光が柔らかいイメージを織り成すように配色をすることが大切です（『ふさわしい色』）。

『 』は、「美の基準」で屋根に関連するキーワードです。

色彩の規制

基準の適応地域・部位		色相	明度	彩度
真鶴港地区	屋根 推奨色	0.1R~10R	4以下	6以下
		0.1YR~4.9GY	4以下	2以下
		5GY~2.5BG	7以下	4以下
		2.6BG~4.9B	4以下	2以下
		5B~5PB	4以下	4以下
		5.1PB~10RP	4以下	1以下
真鶴港地区	壁面 推奨色	0.1R~10YR	6以上8.5以下	4以下
		0.1Y~10RP	6以上8.5以下	2以下
		0.1R~5YR	—	8以上
		5.1YR~5G	—	6以上
		5.1G~10RP	—	4以上
		—	—	—
その他の地域	屋根 推奨色	0.1R~5PB	4以下	2以下
		5.1PB~10RP	4以下	1以下
その他の地域	壁面 推奨色	0.1R~10YR	4以上8.5以下	4以下
		0.1Y~10RP	4以上8.5以下	2以下
		0.1R~5YR	—	8以上
		5.1YR~5G	—	6以上
		5.1G~10RP	—	4以上
		—	—	—

真鶴港の赤や青、緑といった色とりどりの屋根の特徴を活かして育んでいくように色彩の規制範囲を設けています。また、真鶴町を特徴づけている行事である「貴船まつり」に繰り出す、色とりどりの子早船が引き立つように、真鶴港地区は他の地域よりも高い明度（明度 8.5~6）を推奨します。

真鶴港地区以外の地域については、低彩度・低明度色を推奨します。

いずれの地域に関しても、既存の住宅地に対して背景のみどり、そして相模湾や空が引き立つように、自然色彩よりも強い色味は禁止色に設定しています。

取組②の資料 色彩の考え・色彩基準



取組③の写真 清掃活動、生垣・花壇再生活動、住民懇談会、再生された花壇